

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。</p> <p>土地・家屋及び償却資産の所有者に固定資産税・都市計画税を賦課する。申請があれば減免や証明発行を行う。また、賦課に基づき徴収業務を行い、納期限までに徴収できなければ滞納整理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報についての情報連携を行う。</p>
③システムの名称	(1) 固定資産税システム (2) 自動交付システム (3) 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) (4) 家屋評価システム (5) 収納管理システム (6) 滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資産情報ファイル (2) 課税台帳情報ファイル (3) 収納情報ファイル (4) 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <input type="checkbox"/> 1) 実施する <input type="checkbox"/> 2) 実施しない <input type="checkbox"/> 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二第27項 (情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:778 納税課:782)
②所属長の役職名	税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111内線312
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:778 納税課:782)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所